

令和 8 年 7 月 10 日

令和 7 年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
八尾市立桂小学校（外 2 校）	八尾市教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
八尾市立桂小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004704/1004752/1004759.html
八尾市立北山本小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004909/1004910/1004912.html
八尾市立桂中学校	https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1005917/1012779/1006726/1006729.html

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
八尾市立桂小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/737/2025omote.pdf	https://www.city.yao.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/737/2025ura.pdf
八尾市立北山本小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuinkai/1014712/1004373/1004909/1004923/1016916.html	https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuinkai/1014712/1004373/1004909/1004923/1016916.html
八尾市立桂中学校	https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuinkai/1014712/1005917/1012779/1006742/1017513.html	https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuinkai/1014712/1005917/1012779/1006742/1017513.html

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

⊙ 計画通り実施できている

・ 一部、計画通り実施できていない

・ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※ (1) で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

○実施している ・実施していない

<特記事項>

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本特例は、人権が尊重される社会づくりを自らの問題として捉え、「自ら考え、行動できる人間形成」、「持続可能な社会づくりに貢献できる人間形成」をめざして、児童生徒が自己や仲間、社会の在り様を探究し、学ぶことを通して、未来社会を形成する主権者・地球市民としての資質・能力を育成するため、桂中学校区全校全学年において「人権みらい探究科」の設置及び人権教育・キャリア教育を行うものである。

本特例を実施している3校においては、社会の様々な人権課題に関わって、地域の方や様々な分野のプロフェッショナルな方などを外部講師として招聘し、出会いや体験を通して、自分の将来について考えたり自分の内面を振り返ったりする機会を学習の中に位置づけることを大切にしている。また、中学校区の教職員で協働してカリキュラム編成や実践について研究し、組織的に計画を推進している。

小学校では、各学年の重点テーマに応じて、多様なゲストティーチャーを招聘し、すべての学年で様々な人との出会いの場を設定するとともに、「人権みらい探究科」の取り組みでは、体験活動を通じた実感を伴った学びを積み重ねることができた。子どもたちは、ゲストティーチャーの話や体験活動で得た学びを自分事として捉え、主体的に学習や探究活動に取り組む姿が見られた。また、多様な人々との交流や学習発表の機会を設けたことで、他者を尊重する心や、自ら考え、表現する力の育成につながっている。さらに、保護者アンケートにおいても人権教育に関する評価が高く、学校における子どもたちの学びや成長の様子が保護者にも一定程度伝わっていることが成果として挙げられる。

中学校では、人権教育を基盤としたキャリア教育の推進により、生徒が社会に存在する様々な人権課題を自分自身や身近な仲間の問題として捉え、主体的に学び、探究する学習の充実を図ることができた。調べ学習や聞き取り学習、多様な他者との交流、ロールモデルとの出会いを通して、社会と自分とのつながりを実感するとともに、自らの生き方や将来を見据え、具体的な行動につなげようとする態度の育成につながっている。また、学びを様々な方法で発信し、振り返る機会を設けたことで、仲間と協働しながらより良い社会の実現に向けて考えを深める資質・能力・態度の育成を図ることができた。さらに、インターネットやSNS上の情報を批判的に捉え、差別や差別を助長する情報を見抜く力の育成にもつながっている。

中学校区小中一貫教育・人権みらい探究科部会では、「人権教育を基盤としたキャリア教育」という視点を中学校区3校の教職員で共有するとともに、小中連携をはじめ、こども園や高等学校、地域、関係機関等との連携を推進し、一貫性・継続性のある教育活動を展開することができた。

課題としては、人権みらい探究科での学びを、児童生徒一人ひとりの行動や生き方、将来の夢や目標につなげるとともに、その意図や成果を家庭と十分に共有し、取組の価値を分かりやすく発信していくことがある。また、主体的・協働的な探究学習の充実に向け、学びの系統性や9年間を見通した接続を一層意識した教育活動を推進する必要がある。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、八尾市教育委員会において確認済である。

4. 課題の改善のための取組みの方向性

9年間を通して「人権みらい探究科で育みたい7つの資質・能力・態度」を育むため、児童生徒の実態に応じて学習を計画することを原点とし、取組を推進する。

体験活動や聞き取り学習、フィールドワーク、多様な人との出会いなど、実感を伴う学習機会を他教科や地域との連携も踏まえて系統的に位置付け、主体的・協働的な探究学習の充実を図る。また、ICT機器やポートフォリオ等を効果的に活用し、児童生徒が学びの成果や過程を振り返るとともに、自ら発信方法を選択しながら学びを深められるよう取り組む。さらに、身近な課題を自ら発見し、その解決に向けて行動する学習を充実させることで、学びを実際の行動や生き方へとつなげるとともに、家庭への情報発信を充実させ、学習の意図や成果を共有する。

教職員についても、小学校間・小中学校間及び地域との連携を一層推進し、合同研修等を実施するなど、9年間を見通した学習計画の充実や成果・課題の分析を進めることで、継続的かつ系統的な取組につなげ、取組の充実を図る。